

学校・保護者間連絡システム導入業務仕様書

1. 業 務 名 学校・保護者間連絡システム導入業務
2. 使用場所 小松市立小中学校（義務教育学校含む） 32 校（別紙 1 参照）
3. 業務及び使用 ①導入期限：令和 7 年 8 月 31 日まで
期間 ②使用期間：令和 7 年 8 月 1 日から令和 12 年 7 月 31 日まで
4. 長期継続契約 ○契約方法
 - ・ 地方自治法第 234 条の 3 及び地方自治法施行令第 167 条の 17 に規定する長期継続契約とする。
 - ・ 契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の金額について減額又は削減があった場合は、当該契約を変更又は解除することができる。○年度毎の支払額
 - ・ 支払額は初年度を契約金額とし、次年度以降は予定金額とする。
 - ・ 仕様書は 1 年間の内容とし、支払額は各年度の履行期間に含まれる業務内容から積算した金額とする。○次年度以降の手続き
 - ・ 次年度以降は、各年度当初をもって予定金額に消費税を加算した額を確定金額とし、その消費税等は確定金額となる日の法律を適用する。
5. 業務内容 ① システム導入業務（システム納品・初期設定支援）
 ② システム運用保守業務
 [留意事項]
 - ア. 本仕様書は、主要事項を記述したものであり、明記されていない事項についても、本業務の目的を達成するために当然備える事項について、完備しているものとする。
 - イ. 受託者は、本仕様書及び提供された情報等について、他者への情報漏えい等が起こることのないよう、必要な措置を講ずること。
 - ウ. 受託者は、本市が提供する資料等については、許可なく複写及び第三者への提供はしないこと。
 - エ. システムの運用開始日から起算して 1 年以内に、導入されたシステムに本仕様書の内容に適合しない状態（契約不適合）が確認された場合、受託者の責任において無償で修復等の作業を行うこと。
 - オ. 受託者は、本契約が終了した時には、サーバー内に保存されている本市に係るデータを完全に消去すること。

- カ.受託者は、本市の情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- キ.受託者は、本市の個人情報保護条例の趣旨を理解し、個人情報保護に努めること。
- ク.仕様書に定めがない事項については、双方協議の上、決定するものとする。

6. システム内容 学校と保護者間の各種連絡をデジタル化することで、保護者の利便性向上と教職員の事務軽減を図れるシステムとする。

(1) 概要

- ア.公立の小学校・中学校において、学校・保護者間連絡システムの導入実績があること。
- イ.当システム専用の保護者向けスマートフォンアプリケーションを提供すること。
- ウ.定期的にバージョンアップ（機能拡張）を図る ASP サービスの形態で提供すること。
- エ.個人情報は運用時の利用端末側に保持せず、クラウド側にて保持すること。

(2) 基本要件及び機能要件

別紙2を満たすシステムの提供ができること。

(3) その他

- ア.ユーザ ID 及びパスワードによりシステム認証管理ができること。また、職員ごとに詳細な権限（閲覧権限／更新権限）の設定が可能で、権限に合わせて画面やメニューの表示、データの取扱いが制御できること。
- イ.特定の権限を有する学校教育課専用の特権アカウントを利用し、学校をまたいだ統合的な管理ができること。
- ウ.導入後に接続端末数・職員数の増減があった場合でも、追加のシステム利用料が発生しないこと。
- エ.ASP サービスとして一般的に行われるシステム機能の強化(追加・修正等)については、追加の費用なく提供すること。
- オ.公的機関から認証を受けたセキュリティマネジメントシステムに基づく管理がなされていること。

7. システム導入 (1)セットアップ・導入フォロー

- ア.運用を開始するにあたり、当市で実施する設定作業の支援を適宜行うこと。
- イ.契約後、1週間以内にシステム導入会議を実施すること。システム導入会議では、運用開始までの詳細スケジュール及び初期設定内容を提案し、当市の承諾を得ること。

ウ. 導入担当者を設け、全体の利用状況をシステム上で随時確認し、
当市の要求があった場合は、機能別の利用状況一覧を電子データで
開示すること。また、作業が停滞している学校へのフォローなど導
入サポートを適宜行うこと。

エ. 導入担当者は、地方公共団体への保護者連絡システム導入プロジ
ェクトの担当経験があること。

(2) オンライン操作マニュアル

ア. 運用開始日 2 週間前までに操作マニュアルを作成し、電子データ
を提出すること。また、初期設定マニュアルは紙（各校 2 冊）でも
提出すること。

イ. 操作マニュアルはキーワード検索に対応すること。

ウ. 操作マニュアルは極力専門用語を用いず、ICT 知識の乏しい者にも
理解しやすい平易な記述とし、実際の画面キャプチャー及び操作デ
モ動画を用いて分かりやすい説明であること。

エ. 機能の修正などがあった場合には、該当部分を更新した操作マニ
ュアルを速やかに作成し、提供すること。

8. 運用保守

(1) 運用時間

通年 24 時間とする。ただし、システム保守等のため運用停止が必要
となる場合には、事前に本市へ申し入れること。

(2) ヘルプデスク

ア. 学校及び学校教育課からの問い合わせに対応する事業者向けヘル
プデスクを設置すること。

イ. 事業者向けヘルプデスクは固定電話及び携帯電話からの問い合わ
せを可能とし、オペレーターが対応すること。また電子メール等によ
る問い合わせにも対応すること。

ウ. 固定電話及び携帯電話からの問い合わせは、平日 9:00～18:00 の
時間帯で受付すること。

エ. 電子メール等による問い合わせは、24 時間受付すること。

オ. 保護者からの問い合わせに対応する保護者向けヘルプデスクを設
置すること。

カ. 保護者向けヘルプデスクは電子メール等による問い合わせを可能
とし、24 時間受付とすること。

(3) セキュリティ対策

ア. 受託者は、サイバー攻撃、改ざん防止対策、セキュリティホール対
策を適切に講じなければならない。

イ. コンピューターウイルス等、悪意のあるプログラムの侵入を防止
するための対策等により、適切に業務を行うこと。

ウ. SSL/TLS により暗号化を施した上で通信すること。

エ. 情報セキュリティについて専門的に調査・対応を行う CSIRT を設置すること。

(4) 障害対応

ア. 障害発生時の連絡体制及び対応フロー等をあらかじめ定めること。

イ. 障害が発生した場合には速やかに本市に報告し、早期復旧を図ること。

ウ. 管理するデータが消失しないようバックアップデータを 1 日複数回保存し世代管理を行うこと。必要であればバックアップデータからの復旧作業を行うこと。

(5) システム保守

ア. システムのバージョンアップ(機能改善、バグ対応等)を定期的の実施すること。

イ. クライアント OS や Web ブラウザのバージョンアップに随時対応すること。

ウ. 国の関係法令等に従いシステムのメンテナンスを行うこと。

エ. 各バージョンアップ・メンテナンスに係る費用は本契約に含むものとする。

(6) アクセス監視

アクセスログを保存し、不正アクセスが発生した場合には速やかに本市に報告し、必要であればアクセスログの開示をすること。

(7) データセンター要件

データセンター規格のうち「Tier 3」を満たすこと。

9. 問い合わせ 小松市教育委員会事務局 学校教育課

TEL : 0761-24-8122 担当 余野木

No	学校名	児童・生徒数	所在地
1	芦城小学校	475	西町 25
2	稚松小学校	416	殿町二丁目 7
3	安宅小学校	249	安宅町安宅林 5
4	犬丸小学校	116	犬丸町甲 61
5	荒屋小学校	134	荒屋町ほ 1
6	第一小学校	678	白江町ハ 73-1
7	苗代小学校	523	北浅井町ヌ 16-1
8	蓮代寺小学校	139	蓮代寺町ハ丙 16
9	向本折小学校	228	向本折町寅 188
10	今江小学校	327	今江町六丁目 167
11	串小学校	214	串町乙 1-1
12	日末小学校	74	日末町ニ 52
13	符津小学校	335	符津町ハ 100
14	栗津小学校	109	井口町チ 24
15	木場小学校	58	木場町わ 1
16	矢田野小学校	281	下栗津町ク 101-1
17	月津小学校	161	月津町ユ 113
18	那谷小学校	25	那谷町ユ 54-1
19	国府小学校	252	河田町丁 40-1
20	中海小学校	93	中海町山林ニ 8-1
21	東陵小学校	108	西軽海町一丁目 41
22	能美小学校	222	能美町ソ 51
23	芦城中学校	503	芦田町 2-69
24	丸内中学校	319	小寺町甲 27
25	松陽中学校	601	大領町イ 103
26	御幸中学校	162	村松町 50
27	南部中学校	476	島町ヌ 43
28	国府中学校	143	小野町己 152-2
29	中海中学校	119	軽海町 2-4-1
30	安宅中学校	153	安宅町安宅林 4-112
31	板津中学校	281	松梨町丙 8
32	松東みどり学園	179	江指町丙 30
合計		8,153	

※児童・生徒数は、令和 7 年 5 月 1 日現在の人数

○基本要件

本事業において以下、基本要件を満たすこととする。

区分	No	要件
システム	1	導入するシステムは提案時点で製品化されているシステムであること。
	2	システムの導入・運用実績が多数あること。
	3	クラウドサービス(ASP)による提供であること。
	4	個人情報は運用時の利用端末側に保持せず、クラウド側にて保持すること。
	5	各機器からシステムを利用するに当たっては、特定のソフトウェアを利用せず、Web ブラウザによる利用とすること。
	6	下記のいずれかのブラウザに対応すること。 Internet Explore、Microsoft Edge、Safari、Google Chrome
SLA	1	定期的にデータのバックアップを行うこと。データのバックアップを 1 日に 4 回以上行うこと。
	2	サービス提供時間は 24 時間 365 日であること(システムメンテナンス等を除く)
	3	月間の稼働率が 99.95%以上であること。
その他	1	職員からの操作問い合わせに関するヘルプデスクを設けること。
	2	上記ヘルプデスクの時間帯については下記時間帯で対応可能であること。 (電話:平日 9 時～18 時、メール:24 時間 365 日)
	3	導入時は学校毎の進捗状況をチェックし、利用開始に向けた作業内容の進捗や不明点の確認、フォローなど導入サポートを行うこと。
	4	保護者から問い合わせ可能なヘルプデスクを設けること。
	5	保護者アプリ上に保護者問い合わせフォームが用意されていること。

○機能要件

本事業において以下、機能要件を満たすこととする。

大区分	小区分	No	要件
共通	操作性要件	1	メインメニュー画面には、大型のアイコンで各機能が表示されていること。
		2	PC・タブレットでの使用に対応すること。いずれから同一の画面で操作が可能であり、端末ごとの操作方法を覚える必要が無いこと。
		3	メインメニューのアイコンから各機能をすべて呼び出せること。
		4	メインメニューに機能更新など事業者からのお知らせが表示され、利用者がすぐに情報を確認できること。
		5	メインメニューでアイコン別に新着情報が表示(未処理の作業が明示)されること。
		6	メインメニュー画面において、新着情報(保護者からの連絡など)が PC 端末上でプッシュ通知(着信音有)されること。
		7	システム上すべての画面から設定ページ・マニュアルページに遷移できること。
		8	市学校教育課向けの特権アカウントを発行すること。特権アカウントからは、各学校の情報を一括して閲覧・編集・ダウンロードができること。
アカウント管理	職員アカウント	1	職員アカウントの登録は、CSV により一括で実施できること。
		2	職員ごとにログイン ID 及びパスワードを設定できること。
		3	職員ごとに担当クラスを設定することができ、各機能利用時に担当クラスの児童が標準で初期表示されること。
		4	職員アカウント単位で、機能別に「承認権限」「ダウンロード権限」「更新権限」「閲覧権限」「利用不可」の権限設定ができること。
		5	職員の権限設定は、特定の権限を持つアカウントからのみ行えること。
		6	特定の権限のある職員は、他の職員のパスワードを変更できること。
		7	職員ごとに有効期限を設定でき、有効期限が切れた職員はログインできないようにできること。
	児童・生徒アカウント	1	基本情報として、以下の項目を登録(更新)できること。 (1)氏名、(2)氏名ふりがな、(3)性別、(4)血液型、(5)生年月日、(6)保護者氏名、(7)保護者連絡先、(8)郵便番号、(9)住所、(10)電話番号、(11)クラス、(12)入学日、(13)卒業日、退学日(14)アレルギー情報、(15)平熱、(16)在校中の兄弟名、(17)備考
		2	基本情報は、CSV から一括で取込ができること。

		3	基本情報のうち、住所やアレルギー等の項目について、保護者がスマートフォンで変更を行うことによりアカウント情報が更新されること。 また、更新対象項目は施設単位で設定でき、更新は職員が内容を確認してから反映することができること。
		4	クラスとは別に任意のグループを作成ができ、グループに所属するアカウント情報をまとめて管理できること。
		5	アレルギー情報は、児童・生徒情報管理画面のチェックボックスにて指定できること。また、アレルギーに関する補足情報を記述式で記載できること。
		6	年度更新処理を行うことで、アカウントを再登録することなく、スムーズに次年度のデータに更新が行えること。
		7	年度更新は予約登録ができ、事前に作業を実施できること。
		8	年度途中のクラス替えに対応していること。
		9	デモアカウントが登録できること(保護者連絡テスト用に利用できるアカウントを作成できること)
保護者アプリ	保護者アプリケーション	1	保護者向けに専用のスマートフォンアプリケーション(以下、保護者アプリ)を用い、各種情報連絡ができること。
		2	保護者アプリは、使用するスマートフォン端末にインストールされた OS の純正アプリケーションダウンロードサービス(iOS の場合は App Store、Android の場合は Play ストア)から、保護者自身でインストールできること。
		3	保護者アプリは、兄弟複数名分をまとめて登録・操作が可能なこと。兄弟姉妹が別の施設に通っている場合でも、保護者は単一のアカウントにて各種機能を利用でき、兄弟姉妹を切り替えるためのログイン・ログアウト操作が不要であること。
		4	保護者アプリは、「お知らせ」「アンケート」「連絡帳」等、項目種別毎の一覧表示機能に対応し、必要な情報をすぐに閲覧できるよう工夫されていること。
		5	保護者アプリの利用は人数に上限なく行えること。また利用者毎に父・母・祖父母・親戚等、続柄を登録できること。
		6	保護者アプリの初期設定は、各学校から保護者に配布される専用の ID・パスワードを保護者が入力することで行えること。ただし、セキュリティの観点より、各学校から配布した ID・パスワードは一度のみ登録可能であること。
		7	保護者アプリの利用者を増やす場合は、既に利用している保護者が新規利用ユーザに対して招待メールを送付することで設定できること。
		8	ID・パスワードの払い出しは児童・生徒登録と同時に自動で行われ、保護者向けの通知資料を複数名分一括でダウンロード・印刷できること。
		9	保護者向けマニュアルを作成し、適宜保護者へ配布できること。保護者向けマニュアルは、保護者アプリからも閲覧可能であること。
		10	保護者アプリ内に問い合わせフォームが設置されており、アプリ利用に関する問い合わせを直接事業者にお問い合わせできること。
	保護者からの連絡	1	保護者アプリから、保護者は欠席(病欠・都合欠)、遅刻、お迎え時間・お迎えの変更ができること。また、その結果を保護者が確認できること。
		2	病欠の場合は、症状(発熱・咳・鼻水・吐き気・下痢)及び病名(児童が罹患しやすい病名を概ね 30 項目以上)をチェックボックス形式で選択し、申請できること。
		3	保護者アプリより、連絡した情報について学校側の確認状況(確認中、確認済など)がわかること。
		4	職員側管理画面では、保護者からの連絡情報が一覧で表示されること。
		5	連絡の取り消しなど、職員側で内容の変更を行った場合はその履歴が確認できること。
	お知らせ配信	1	学校から保護者アプリ宛にお知らせの配信ができること。
		2	メール配信も可能であること。
		3	配信先は、全児童生徒・学年別・クラス別・任意グループ別・個人別と細かく指定ができること。また、入学前の児童も配信先として指定できること。
		4	情報の伝達漏れを防ぐため、学校から情報配信された際には、保護者端末にプッシュ通知されること。
		5	お知らせ本文は、文字サイズの変更・文字色の変更・太字・下線等の装飾、及び図表の挿入に対応し、保護者の視認性を高める工夫があること。
		6	添付ファイル(画像、PDF ファイルなど)を送付できること。
		7	配信したお知らせは、送信後にも内容の修正ができること。
		8	配信したお知らせについて、保護者毎の既読確認・送信者の確認ができること。

	9	日時指定による配信予約ができること。日時指定は分単位で設定ができること。
	10	配信したお知らせの公開期限を設定でき、公開期限を超過したお知らせは保護者アプリから閲覧できないようにできること。公開期限は分単位で設定ができること。
	11	定型的な配信内容はテンプレート文として登録でき、配信時に一覧から選択することで文章が自動転記されること。
	12	過去のお知らせ内容を複製し、下書きとして書き始められること。
	13	お知らせの配信にあたり、権限者の承認を必要とする設定ができること。
	14	配信権限を持たない職員であっても、災害等の緊急時には承認なく配信できる機能に対応すること。
	15	送信済みのお知らせを一覧で表示できること。また、配信先・タイトル等で絞り込みできること。
	16	配信したお知らせは、保護者から返信を受け付けないこと。
	17	市学校教育課は特定の権限を持った専用のアカウントにより、全校の保護者向けに一斉の情報配信ができること。
	アンケート	1 保護者アプリ宛にアンケートを配信できること。
		2 アンケート設問は上限なく選択式(単数回答)・選択式(複数回答)・記述式のいずれかにて作成ができること。また、アンケート設問は、回答必須の設定にも対応すること。
		3 アンケート毎に回答期限を設定できること。また、期限が近づくと、自動で保護者アプリからプッシュ通知されること。
		4 保護者アンケート結果は自動集計作業を行えること。保護者別の回答内容を一覧で表示し、選択式設問は円グラフを自動作成すること。
		5 アンケート結果は CSV で出力ができ、自由に編集できること。
		6 市学校教育課は特定の権限を持った専用のアカウントにより、全校の保護者向けに一斉のアンケート配信および結果確認ができること。
	その他	1 保護者アプリは日本語と英語の最低2ヶ国語に対応すること。言語の切り替えは保護者アプリの設定変更により、保護者が容易に実施できること。